

県中学校体育・スポーツ優秀選手指定事業基本要項

山形県中学校体育連盟

1 目的

- (1) 中学校の選手の優れたスポーツマンとしての自覚を促す。
- (2) 本県中学生の模範となるよう心身を鍛え、優れた選手に成長するよう努力を促す。

2 指定証の交付並びに期間

- (1) 県中体連の会長名で交付する。
- (2) 指定時から次年度指定時までとする。(事故等のあるときは、途中で打ち切る。)

3 選手の指定手順等について

- (1) 人数は、第1回理事会で専門部から基礎数を出してもらい、検討して決める。
- (2) 各専門部で地区並びに県中新人大会等を参考にして選出する。
- (3) 選出から指定証の交付までの手順(夏季)
 - イ 地区新人大会、県新人大会等の結果をもとに各専門部で推薦する。
 - ロ 各専門部長(各専門委委員長)より、県中体連事務局へ名簿を提出する。(11月中旬頃まで)
 - ハ 第2回理事会に提案し、第2回評議員会で承認を得る。
 - ニ 県中体連事務局より、各地区中体連事務局へ名簿並びに指定証を届ける。
 - ホ 各地区中体連事務局(各学校)で指定証に指定選手名を記入し、各中学校へ届ける。(12/20頃)
 - ヘ 各中学校長より本人に渡してもらう。(1月中旬)

※ 冬季は2月中に各学校へ届けられるように、大会後速やかに対応する

- (4) 指定選手名簿の取扱について
 - イ 各関係機関(県教育委員会・各教育事務所・県スポーツ協会・県高体連)【会報にて配付】
 - ロ 各中学校・各市町村教委【各地区中体連より】
 - ハ 報道機関(新聞・TV等で)

4 範囲

- イ 専門部・準専門部のある種目とする。
- ロ 学校部活動として大会に参加している中学生とする。